

令和3年度決算に基づく

財政の健全性を示す指標の算定結果を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により算定した4つの「健全化判断比率」と「資金不足比率」を公表します。

健全化判断比率

実質赤字比率

財政規模に対する一般会計等の赤字の割合です。
山口市の一般会計等は、一般会計のほか、地域下水道特別会計、特別林野特別会計の合計です。
この比率が大きいほど財政運営は厳しい状態です。

山口市の状況は？
⇒ 収支決算は黒字(約7億円)です。

早期健全化基準 11.27%
財政再生基準 20.00%

— 赤字額は
ありません。

連結実質赤字比率

財政規模に対する全会計の赤字の割合です。
全会計とは、一般会計等や水道事業、下水道事業など全事業の合計です。
この比率が大きいほど財政運営は厳しい状態です。

山口市の状況は？
⇒ 収支決算は黒字(約60億円)です。

早期健全化基準 16.27%
財政再生基準 30.00%

— 赤字額は
ありません。

実質公債費比率

財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額などの割合で、3か年の平均で比率を算出します。
この比率が大きいほど資金繰りが厳しい状態です。

山口市の状況は？
⇒ 比率の数値は良好です。

早期健全化基準 25.0%
財政再生基準 35.0%

5.6%

将来負担比率

財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額などの割合です。
この比率が大きいほど将来の市の財政を圧迫することが見込まれます。

山口市の状況は？
⇒ 比率の数値は良好です。

早期健全化基準 350.0%

60.7%

資金不足比率

資金不足比率

事業収入を基に、独立採算を原則として経営する※公営企業について、資金不足額と収益とを比較して指標化したものです。

山口市の状況は？
⇒ 資金不足はありません。

経営健全化基準 20.00%

— 資金不足は
ありません。

※公営企業…水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、簡易水道事業、国民宿舎事業、鑄銭司第二団地整備事業をいいます。

本市は全ての指標において基準を下回っており、財政の健全性が保たれています。
今後も分析を継続しながら、安定した財政運営に努めていきます。

【用語の解説】

早期健全化基準 財政の悪化が警告段階であることを示す基準

4つの健全化判断比率の指標のうち、1つでもこの基準以上となった場合、「財政健全化計画」の策定が義務づけられ、自主的かつ計画的に財政の早期健全化を進めることとなります。

財政再生基準 財政が破綻状態であることを示す基準

将来負担比率を除く3つの健全化判断比率の指標のうち、さらに状況が悪化して、1つでもこの基準以上となった場合、「財政再生計画」の策定が義務づけられ、国の監督を受けながら財政の再生に取り組むこととなります。

経営健全化基準 早期に経営健全を図る必要があることを示す基準

資金不足比率が、経営健全化基準以上となった場合、「経営健全化計画」の策定が義務づけられ、自主的かつ計画的に経営健全化を進めることとなります。